

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和4年度 森田委第2号
委託業務名称	森林マッチング推進業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	(1) 森林資源を活用した講座や研修等の開催(森カツ事業) (2) 学校や企業等との連携(森サポ事業) (3) 森林サービス産業の具現化に向けたブランド力の強化(森ビズ事業) (4) 活動資機材の貸出し (5) 森づくり活動の情報発信 (6) 森林の利活用に関する相談窓口の設置 (7) 森林情報の集積と活用
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	7,200,000 円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本1757番地2 [商号又は名称] 森林マッチングセンター運営協議会 代表理事長 岩根博之
契約相手方の選定理由	事業執行には、森づくりや林業経営、自然資源の調査・発掘及びその保全活動に対する知識や実務経験が求められるほか、中山間地域の実情を把握している必要がある。 「森林マッチングセンター運営協議会」は、官民一体となって森林・山村地域が抱える諸課題解決のために組織された団体であり、森林・林業に関する専門的知識を有するスタッフを配置し、森林に関する相談業務や森林及び人的情報の調査収集、森林に関する情報発信などを行っている。 よって、「森林マッチングセンター運営協議会」に委託する以外に代替性がないため、随意契約の相手方として選定した。
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)  売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。